

## 予算決算委員会経済環境分科会記録

1 日 時 令和6年12月11日(水曜日)

開 会	午前 9時57分
休 憩	午前10時32分
再 開	午前10時34分
休 憩	午前10時45分
再 開	午前10時51分
休 憩	午前10時54分
再 開	午前10時56分
閉 会	午前11時33分

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員 8人

分科会長	金 谷 幸 則
分科会副会長	藤 田 克 樹
委 員	田 辺 裕 三
//	舎 川 智 也
//	江 西 照 康
//	高 道 秋 彦
//	松 尾 茂
//	橋 本 雅 雄

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【環境部】

部長	舟崎 文彦
部次長	石黒 健一
部次長（廃棄物・ごみ減量推進担当）	三邊 泰弘
環境センター所長	高土 春樹
参事（廃棄物対策課長）	高波 宏明
環境政策課長	仙石 正明
環境保全課長	東 覚
環境センター管理課長	谷井 康修
環境センター業務課長	藤根 昇
環境政策課主幹（調整担当）	川崎 信和

### 【商工労働部】

部長	山本 貴俊
部次長	若松 潤
部次長（コンベンション・薬業物産・観光振興担当、公営競技事務所長）	原 雅博
商工労政課長	柵 伸治
企業立地課長	卜蔵 雄治
コンベンション・薬業物産課長	岡地 睦美
観光政策課長	柏木 克仁
職業訓練センター所長	小川 晃弘
牛岳温泉スキー場所長	小向 圭
商工労政課主幹（調整担当）	石黒 智一

### 【農業委員会事務局】

事務局長	酒井 秀祐
事務局次長	梨木 孝人

## 【農林水産部】

部長	高柳 誠
理事（農林水産業振興担当）	前田 剛
部次長	金井 誠
部次長（技術担当）	五十嵐 健治
農林事務所長	桐溪 修一
地方卸売市場長	水野 智
参事（農地災害復旧担当）	谷崎 友紀
参事（農政企画課長）	谷井 隆彦
参事（農業水産課長）	余川 洋成
参事（農林事務所農地林務課長）	奥田 孝治
森林政策課長	中島 光輝
農村整備課長	金田 英靖
国営農地再編整備推進室長	笹木 明子
農林事務所農業振興課長	大杉 将人
地方卸売市場次長	小林 将司
営農サポートセンター所長	増山 進平
農村整備課企業会計推進班長	山口 晋一郎
農政企画課主幹（調整担当）	笠間 溪子

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長	鳥取 則子
議事調査課主査	白山 江梨花
議事調査課主査	竹之内 慧

## 7 会議の概要

分科会長      ただいまから、令和6年12月定例会の予算決算委員会経済環境分科会を開会いたします。  
審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、高道委員、松尾委員を指名いたします。  
各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。  
なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけにお願いいたします。  
また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。  
これより、環境部所管分の議案の審査を行います。  
議案第162号 令和6年度富山市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費中、環境部所管分、第2条繰越明許費の補正中、第4款衛生費、  
議案第181号 令和6年度富山市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費中、環境部所管分、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

環境部長      〔挨拶〕

環境部次長    〔議案第162号中  
環境部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

環境保全課長  〔議案第162号中  
富山霊園給水設備更新業務委託について、  
議案説明資料により説明〕

廃棄物対策課長 〔議案第162号中  
紙類の分別品目の変更に伴う周知について、  
被災家屋公費解体等事業について、

議案説明資料により説明]

- 環境センター管理課長 [議案第162号中  
し尿収集基地空調機設置業務委託について、  
議案説明資料により説明]
- 環境部次長 [議案第181号について、  
議案説明資料（追加提出分）により説明]
- 分科会長 これより質疑に入ります。  
議案説明資料の順に進めていきます。  
まず、議案説明資料2ページの富山霊園給水設備更  
新業務委託について、質疑はありませんか。
- 江西委員 (2)事業目的に、2基のポンプのうち1基が故障  
し、もう1基が緊急停止すると、2基を分けて記載  
されておりますけれども、2基とも更新するという  
ことで間違いはないですか。
- 環境保全課長 2基とも更新いたします。
- 分科会長 ほかにないようですので、次に、議案説明資料3ペ  
ージの紙類の分別品目の変更に伴う周知について、  
質疑はありませんか。
- 田辺委員 紙製容器包装や雑誌・雑紙などの出し方について、  
今まで私は紙袋に紙製容器包装を入れて出していた  
のですが、令和7年4月からは雑誌・雑紙とごちゃ  
混ぜにして出していいということですか。
- 廃棄物対策課長 田辺委員がおっしゃったように、お菓子の箱など  
については、紙袋に詰め込んで縛るなど、飛散しない  
ような状態で出していると思います。  
雑誌はなかなか重いので縛って出すことになるか  
と思うのですが、今回の変更により、例えば、紙袋に  
入る雑誌であれば、もちろん入れていただいてもい  
いですし、雑誌と雑誌の間に潰したお菓子の箱など  
を挟んで、ビニールひも等で縛って排出していただ

ければ回収します。そのような形で出していただければと考えております。

江西委員 事業者が行う廃品回収では雑誌などが対象で、紙製容器包装はあまり対象になっていないと思うのですが、それでも、それも含めて、古紙問屋との協議などはどのようになっているのか教えていただけますか。

廃棄物対策課長 容器包装リサイクル法により平成12年に紙製容器包装の分別が始まりましたが、富山市はその前年からモデル事業として始めました。そのような形で現在に至っているのですが、古紙問屋の協会から、紙製容器包装も雑誌・雑紙と同様にリサイクルできると古紙問屋を通じて話がありまして、本市といたしましては、今4品目に分けている分別品目を来年4月から3品目に変更いたします。市民の方の分別の手間も多少省けますし、事業者の収集に伴う経費の節減により市の歳出も節減できると考えています。事業者ともきちんと話はしております。

江西委員 事業者が行う廃品回収は市が行う回収事業とは別物ですけれども、要は市民の方は事業者が行っている廃品回収でも同じだと考えるわけです。それについてのコンセンサスなどはあるのかということをお聞きしたいのです。

廃棄物対策課長 例えば古紙問屋がまちなかにボックスなどを置いて廃品回収しているような形もあると思うのですが、そちらについては、あくまでも事業活動です。今回は本市の回収方法を変更するものでありまして、事業者が行う廃品回収については、本市がどうのこうの言う部分ではないものですから、特段古紙問屋などとお話はしていない状況でございます。

江西委員 そうであれば、PTAなどの各地域が、今回の変更と事業者が行う廃品回収とは別物だと認識する必要があるということですね。

廃棄物対策課長 今お話ししている紙類地区回収以外に、江西委員がおっしゃっているようなPTAなどが主体となって実施しているものとして資源集団回収がございまして、本市ではその回収量に応じて報償金をお支払いしています。

紙製容器包装は、一般的には紙類地区回収でしか回収していないものですから、資源集団回収についても雑誌・雑紙と一緒に回収できることになれば、恐らくPTAなどで回収する量を少し増やせるのではないかと考えております。

分科会長 ほかにないようですので、次に、議案説明資料4ページの被災家屋公費解体等事業について、質疑はありませんか。

田辺委員 (3) 事業内容に解体等委託料として1件当たり430万円と書いてあるのですけれども、私が住んでいる町内で解体された家屋があって、更地にして250万円ぐらいだったと聞きました。結構割高だと感じるのですけれども、いかがでしょうか。

廃棄物対策課長 この430万円という金額については、あくまでも予算上の概算金額です。実際の解体に当たっては、県が示している単価に基づいて契約し実施しております。議案説明資料に記載している金額については、県が示している単価に富山市の家屋1棟当たりの平均延べ床面積を掛けて算出した結果、430万円となりました。

実際にはそれぞれの家屋ごとに延べ床面積が変わりますので、金額は異なると考えております。

田辺委員 分かりました。  
本来、公費解体は家屋だけが対象だと思うのですが、例えばガレージや塀、植栽、植木などといった家屋に附属するものはどのような取扱いになるのですか。

廃棄物対策課長 公費解体については、まず人が住んでいる家屋が半壊以上と判定を受けたものが対象となります。

その家屋について、例えば前面道路から重機を入れて解体する場合に、植栽や塀、車庫などがあり解体作業に支障を来すということであれば、それらも公費解体の対象として併せて解体することとなります。ですので、進入口ではない裏手側に樹木などがあるという場合は、公費解体の作業に支障を来さないのに対象外ということになりまして、対応できないものとなります。

田辺委員 分かりました。  
令和6年能登半島地震により被災した家屋の公費解体等については、今回の補正予算で全てに対応できるのですか。まだほかにも建物の解体を待っている方がおられるのではないかと思うのですけれども、これで最後なのですか。

廃棄物対策課長 今回の事業費を積算するに当たっては、本年7月に実施した公費解体等に関する意向調査の結果を踏まえまして、予算を計上しております。  
意向調査では公費解体等を利用しない方が23名、迷っている方が4名、未回答の方が2名という結果になっております。今後公費解体等を利用したいと気持ちが変わる方もいらっしゃるかと思ひまして、今回の補正予算では余裕を持って、解体等委託料と費用償還金、合わせて15件分を積算しております。なお、仮に現時点で公費解体等を利用しないとの意向を示されている方の多くが利用を申請されることにより予算が不足する場合は、今後の補正予算で対応することになると考えられます。

田辺委員 また追加で補正予算を組むこともあり得るかもしれないということですね。

廃棄物対策課長 余裕を持って積算しておりますので、今後追加の補正予算は組まなくても大丈夫なのではないかと考えております。

江西委員 費用償還金については、既の実施した解体だという

説明の趣旨からすると、金額が確定しているので1件当たり430万円にはならないと思うのですが、どのように整理すればよろしいのでしょうか。

廃棄物対策課長 費用償還金につきまして、実際の申請状況を申し上げますと2件申請がございます。その2件については、令和5年度の繰越明許費で執行してしまっている状況です。  
この議案説明資料に記載しております費用償還金につきましては、今後もし申請があった場合のものであり、金額自体は確定していないものです。あくまでも見込みということで記載させていただいております。

江西委員 それがちよっと分からないのです。今後見込まれるものであれば解体等委託料になるのではないかとと思うのですが、どういうことですか。

廃棄物対策課長 必ずしも公費解体という方法を選ぶ必要はなく、費用償還という方法も選べます。  
公費解体であれば、本市が決めた解体事業者と契約を締結して実施する、費用償還であれば、解体事業者を御自身で選ぶという点で違いがございます。  
ただ、費用償還の場合は、御自身で一旦解体費用を負担し、償還払いで後から払い戻すこととなります。その際の注意点を申し上げますと、費用償還は補助金のような形で本市の基準で金額を算定しますので、御自身で解体事業者と契約して、仮にその算定額を超過して支払っていた場合、その超過分については自己負担ということになります。  
本市といたしましては、できるだけ公費解体を利用していただいたほうが、大きな負担にはならないと考えております。

江西委員 今回の案件は、さきの能登半島地震によるものですが、もともと建物に安全上の問題があるところもあるかと思うのです。  
また、解体する建物の中には生活用品などの残置物

があって、本来それは解体とは別物だと思うのですが、基準があるということだったので、その辺の考え方はどのように区分けするのか教えてください。

廃棄物対策課長 一般的な家財等で、まだ使用できるものをそのまま使用したいということであれば、住民の方に家の中から搬出していただくという形になっております。大きなたんすや電化製品など被害を受けて使えないものがあつた場合は、そのまま残していただいて、解体事業者とは別の一般廃棄物収集運搬許可業者に運び出していただいております。所有者の方から公費解体の依頼があつたものについては、このように切り分けて対応しております。

江西委員 今回の補正予算には上がっていないのかもしれませんが、残置物については別の事業として所有者の負担なしで収集、処分するということですか。

廃棄物対策課長 この補正予算の被災家屋解体委託料には、解体費用と運搬関係費用などを含んでおります。430万円全てが解体事業者を支払われるということではなくて、収集、処分などをお願いしている事業者のほうにもこの金額の中から支払われる形となります。

江西委員 分かりました。  
本市の基準で金額を算定しているということだったのですが、今ほどおっしゃつた考え方は、費用償還金の場合でもほぼ同等の基準という認識でよろしいですか。

廃棄物対策課長 費用償還金においても県の単価に基づいて算定しておりますので、全く同じ方法です。

江西委員 公費解体について、個別に入札を実施して解体事業者を決めるのではなく、富山県構造物解体協会に一括して委託しているとのことですが、どのような理由、背景があるのでしょうか。

廃棄物対策課長 自治体の契約については入札が原則ですので、当初は1件ずつ仕様書を作成し、指名競争入札による契約を検討しておりました。

しかし、指名競争入札の場合は、かなり詳細な仕様書を作成しなければ事業者が応札できず、本事業の実施が遅れてしまうおそれがありました。

そのため、解体事業者で構成された富山県構造物解体協会に単価契約により業務委託することで、指名競争入札ではできない工事発注前の現場打合せなどが可能となり、円滑に事業を実施できることから、このような契約方法としました。

江西委員 先ほど、今回の補正予算の金額を超えた場合は、今後の補正予算で対応するとおっしゃいました。今回の補正予算は総額として要求しているものであって、実際には件数が変わったり、1件当たりの金額も430万円を超えるものや超えないものが出てきたりする可能性があると思います。

これは1つの大きな予算の井として捉えて、その中でできる限りのことを行うという認識でよろしいですか。

廃棄物対策課長 こちらの件数や金額については、あくまでも目安ですから、予算内で円滑に事業を実施することが被災された皆様のためになると思いますので、そのような形で対応させていただきたいと考えております。

松尾委員 今、江西委員から全て話してもらったのですけれども、解体事業者と被災された方の中に入って本当に大変な業務だと思います。

被災された方が解体するか迷っておられて急に延期したいとおっしゃるなど、いろいろな話が私の元にも届いています。

職員の方は解体事業者との間に入って恐らく大変な思いもしていらっしゃると思うのですけれども、その中で、やっぱり今必要なのが被災された方の心のケアといえますか、まだ復興という形ではないのかもしれませんが、そこら辺はどのような状況なの

か聞かせてもらってもよろしいですか。

- 廃棄物対策課長　　今、松尾委員がおっしゃいましたように、実際に解体に悩んでいる方がいらっしゃいました。その方は、解体に着手する日を少し勘違いされていて、家財の整理が追いつかなくて不安になられたということでございました。実際には御本人が思っていた日より数日後に解体する予定だったものですから、その間に御自身の中で納得されて今、事業が進んでいる状態です。
- 市が所有者に代わって解体することになるものですから、まずは所有者の意思が一番重要だと考えています。途中でどうしてもやめてほしいということであればやめるつもりで、解体の意思確認はぎりぎりまで行っています。
- 今、公費解体の担当者1名が窓口になって所有者や解体事業者と一生懸命接しておりますが、所有者へのフォローは担当者も気を遣っております。引き続きそのような形で対応してまいりたいと思っております。
- 松尾委員　　これは要望に近いのですが、今おっしゃったとおり、いろいろな方がしっかりと対応していただいていると思いますけれども、この後も柔軟にしっかりと確実に無事故でお願いしたいと思っております。
- 分科会長　　ほかにはないようですので、次に、議案説明資料5ページのし尿収集基地空調機設置業務委託について、質疑はありませんか。
- 田辺委員　　下水道の普及はかなり進んでいて、下水道処理人口普及率は九十何%だと聞いているのですけれども、し尿のくみ取りはまだ必要なのかということと、くみ取ったし尿をどこに運搬しておられるのか聞かせてもらえますか。
- 環境センター管理課長　　建設現場や大きなイベントではもちろんのこと、災害が発生したときには仮設トイレが必要で、また、

くみ取り式トイレを使っておられる世帯が山間部、郊外に1, 200世帯ほどあるので、どうしても尿の収集はやめられない状況でありまして、それらに対応するためにもし尿収集基地は必要な施設です。収集したし尿については、富山市ではなく上市町にあります富山地区広域圏衛生センターという施設に運搬して、そこで肥料化しております。

分科会長 そのほか、今回の補正予算全般で何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第162号中環境部所管分、議案第181号中環境部所管分、以上2件を一括して、意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、経済環境分科会環境部所管分を終了いたします。

午前10時32分 休憩

~~~~~

午前10時34分 再開

分科会長 これより、経済環境分科会商工労働部所管分の議案の審査を行います。

議案第162号 令和6年度富山市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第7款商工費、第3条債務負担行為の補正中、商工労働部所管分、

議案第164号 令和6年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第181号 令和6年度富山市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費、以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

商工労働部長 〔挨拶〕

商工労働部次長 〔議案第162号中  
商工労働部所管分の概要について、  
議案第164号中  
概要について、  
議案説明資料により説明〕

企業立地課長 〔議案第164号中  
企業団地の分譲に伴う繰り上げ償還について、  
議案説明資料により説明〕

コンベンション・  
薬業物産課長 〔議案第162号中  
富山国際会議場の大規模改修に伴う債務負担行為の  
設定について、  
議案説明資料により説明〕

観光政策課長 〔議案第162号中  
岩稲ふれあいセンター管理事業について、  
議案説明資料により説明〕

商工労働部次長 〔議案第181号について、  
議案説明資料（追加提出分）により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
議案説明資料の順に進めていきます。  
まず、議案説明資料2ページの企業団地の分譲に伴う繰り上げ償還について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 次に、議案説明資料3ページの富山国際会議場の大

規模改修に伴う債務負担行為の設定について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料４ページの岩稲ふれあいセンター管理事業について、質疑はありませんか。

舎川委員 (２)事業目的にもありますように、合併処理浄化槽設備の取替えに着手したところ、電気設備に不具合が発見されたため営業に支障を来すおそれがあるということですが、どのような影響が考えられますか。

観光政策課長 自動微細目スクリーンという汚れを取り除く装置を取り替えようとしたところ、そこに配電するためのハンドホールという設備が温泉などの熱によって固着しておりまして、その電気設備を修繕するものであります。  
水質検査を受けて、正常値だったので今のところ問題はないのですけれども、自動微細目スクリーンが稼働しないと、菌が繁殖するおそれなどがあるものですから、今回緊急で整備するものであります。

舎川委員 菌が繁殖する可能性があって、早めに着手しなければいけないということですが、営業などには影響しないのでしょうか。

観光政策課長 電気設備の切替え時は数分間、機器が停止いたしますけれども、工事に伴う休館はないものと考えております。

分科会長 そのほか、今回の補正予算全般で何か質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結

いたします。

これより、議案第162号中商工労働部所管分、議案第164号、議案第181号中商工労働部所管分、以上3件を一括して、意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、経済環境分科会商工労働部所管分を終了いたします。

午前10時45分 休憩

~~~~~

午前10時51分 再開

分科会長 これより、経済環境分科会農業委員会事務局所管分の議案の審査を行います。  
議案第181号 令和6年度富山市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費中、農業委員会事務局所管分を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

農業委員会事務局長 〔挨拶〕

農業委員会事務局長 〔議案書（追加提出分）により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第181号中農業委員会事務局所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、経済環境分科会農業委員会事務局所管分を終了いたします。

午前10時54分 休憩

~~~~~

午前10時56分 再開

分科会長 これより、経済環境分科会農林水産部所管分の議案の審査を行います。  
議案第162号 令和6年度富山市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費、第2条繰越明許費の補正中、第6款農林水産業費、  
議案第181号 令和6年度富山市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費中、農林水産部所管分、第2条繰越明許費の補正中、第6款農林水産業費、  
議案第186号 令和6年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）、  
議案第188号 令和6年度富山市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）、  
以上4件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

農林水産部長 〔挨拶〕

農林水産部次長 〔議案第162号中  
農林水産部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

農業水産課長 〔議案第162号中  
農地利用効率化等支援交付金事業について（被災農業者支援タイプ）、  
漁業災害復旧緊急支援事業について（沿岸漁業振興対策事業費）、

繰越明許費について、  
漁業災害復旧緊急支援事業について（内水面漁業振興対策事業費）、  
議案書及び議案説明資料により説明]

森林政策課長 〔議案第162号中  
鳥獣対策費について、  
議案説明資料により説明]

農村整備課長 〔議案第162号中  
農村地域防災減災事業について、  
繰越明許費について、  
多面的機能支払交付金事業について  
議案書及び議案説明資料により説明]

農林事務所 〔議案第162号中  
農地林務課長 小規模土地改良事業補助金について、  
繰越明許費について、  
議案書及び議案説明資料により説明]

農林水産部次長 〔議案第181号中  
農林水産部所管分の概要及び人件費補正について、  
議案第186号について、  
議案第188号について、  
議案説明資料（追加提出分）により説明]

農業水産課長 〔議案第181号中  
農業用電気料金高騰緊急支援事業について、  
繰越明許費について、  
農業用物価高騰対策緊急支援事業について（施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業）、  
農業用物価高騰対策緊急支援事業について（畜産施設電気料等高騰対策緊急支援事業）、  
畜産飼料二毛作体系推進緊急支援事業について、  
漁業用物価高騰対策緊急支援事業について（沿岸漁業振興対策事業費）、  
漁業用物価高騰対策緊急支援事業について（内水面漁業振興対策事業費）、

議案書（追加提出分）及び議案説明資料（追加提出分）により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。  
議案説明資料の順に進めていきます。  
まず、議案説明資料2ページの農地利用効率化等支援交付金事業について（被災農業者支援タイプ）、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料3ページ、4ページの漁業災害復旧緊急支援事業について（沿岸漁業振興対策事業費）、質疑はありませんか。

田辺委員 四方地区に住んでいるものですから、質問させていただきます。  
四方荷さばき所の側溝と陥没していたところですが、毎日のように散歩して見ておりまして、もう修繕は終わっているように思うのですが、どのような状況でしょうか。

農業水産課長 四方荷さばき所につきましては、既に復旧完了しております。

田辺委員 一方で、駐車場側の段差になっているところは、まだ何も修繕されていないように思うのですが、そちらはどのような状況でしょうか。

農業水産課長 駐車場側につきましては、市が管理しておりまして、年明けに発注をかけて施工に取りかかる予定です。

田辺委員 水橋荷さばき所はこれから取りかかるのですか。

農業水産課長 水橋荷さばき所については、ほかの漁港の修繕の進捗に合わせて行っていくことになりませんが、令和7年度以降に取りかかる予定です。

- 田辺委員 漁業関係者の仕事、なりわいに関わりますので、早く修繕していただきますようお願いしたいと思いません。
- 分科会長 ほかにないようですので、次に、議案説明資料5ページの漁業災害復旧緊急支援事業について（内水面漁業振興対策事業費）、質疑はありませんか。
- 〔発言する者なし〕
- 分科会長 次に、議案説明資料6ページの鳥獣対策費について、質疑はありませんか。
- 江西委員 （3）事業内容のア、鳥獣対策実施隊員への補助として、報酬が126万3,000円とあります。出勤回数が421回と大変多くなっているのですが、回数だけの記載で、特段成果が見えないものですから、いつからいつまでどのような活動をしたのかなどの詳細を教えてくださいませんか。
- 森林政策課長 421回と記載してございますけれども、本年度の出勤回数につきましては、9月までに1,104回となっております。当初予算だけでは足りないということで、421回分の補正予算をお願いしているところでございます。
- 江西委員 主な対象鳥獣は何ですか。
- 森林政策課長 どの鳥獣に対して出勤したかの明細については分からないのですが、昨年ほど熊の出没は多くなかったのですけれども熊も全く出なかったわけではございませんし、そのほかにイノシシ、猿などに対して満遍なく出勤しているとみなしております。
- 江西委員 今回補正予算を組むことになりましたが、おっしゃるように熊出没のニュースが昨年に比べてそれほど多くなかったと思いますので、当初の見積りがどうなっていたのかなと思うところがあります。

さらに、鳥獣対策実施隊員の人数がそれほど多くない中で、熊の出没が多くなっても補正予算を組むほどの出勤回数がある状況です。1回当たり3,000円という金額が妥当かどうか、ちょっと少ないのではないかという感覚を持つのですが、どのように考えていますか。

森林政策課長 やはり人身被害発生の可能性がある熊などの危険な鳥獣が出没したときの報酬として、1回当たり3,000円が妥当なのかということについては、私も問題意識を持っております。この金額につきましては、1日に何回も出勤するケースもございますので、1日最大9,000円まで報酬をお支払いできるように令和3年度から制度を見直しております。これは、県内他市町村の動向を注視した上での金額となっており、今年度にも調査する機会がございまして、富山市の水準は低いことを確認していますので、今の金額を継続していきたいと考えております。

江西委員 次に、(3)事業内容のイ、地域住民への補助のうち、①熊対策活動支援補助金についてですけれども、補正予算160万円の具体的な内訳と申しますか、木の伐採等に係る経費への補助だと思っておりますが、詳細を教えてくださいませんか。

森林政策課長 こちらは熊対策活動支援事業で、今年度、上限を1団体20万円に拡充したところですが、対象となる活動としましては、地域住民の警戒パトロールや熊が潜むおそれのある場所の草刈り、不要な柿の木の伐採等でございます。本年度の実績は、現在のところ9団体を把握しておりますが、果樹の伐採のみを行ったところが4団体、草刈りのみを行ったところが4団体、あと果樹の伐採と草刈りを両方とも行ったところが1団体ございました。また、熊対策の活動を行うときに必要な物品の購入などもできる仕組みとなっておりまして、5団体か

ら申請がありました。

江西委員 最後に、②サルの追払い活動事業について、事業を始めてから結構年月がたっていると思うのですが、電動エアガンの効果の検証や評価をお聞かせください。

森林政策課長 電動エアガンの効果の検証ということでございますが、駆除や捕獲とは異なりまして、追払いに対して役立ったのかどうかという効果を見るもので、正直数字での検証はなかなか難しいところでございます。導入した地域からは、意欲が高まったとか、片や、あまり効果はないのではないかなど、様々なお声をいただいております。私どもといたしましては、毎年一定の導入実績がございますし、今年も要望が多かったことを踏まえますと、この事業につきましては一定の効果があるものと認識しております。

分科会長 ほかにないようですので、次に、議案説明資料7ページの農村地域防災減災事業について、質疑はありませんか。

舎川委員 調査対象となっている大沢野地域の伊豆田溜池について、何年前のものか分かれば教えていただけますか。

農村整備課長 何年前のものかは分かりません。

舎川委員 もう自然と一体化していますので、江戸時代とかそのくらいの時代に水利等に利用されたもので、数百年たっているかと思えます。現在、富山市内に防災重点農業用ため池は幾つあるのか教えてください。

農村整備課長 防災重点農業用ため池は、富山市内に53か所ございます。調査実績につきましては、29か所が調査済みで、

24か所が未実施です。また、調査済みの29か所のうち17か所が防災・減災対策が必要だという結果でした。その17か所のうち3か所が、工事済み及び工事着手中という状況でございます。

舎川委員 一連の調査を市と県で実施していて、今回の地震耐性調査は市が担当しているということですが、その区分けについて教えていただけますか。

農村整備課長 おっしゃるとおり、この一連の調査につきましては市と県で分担しておりまして、市の調査といたしましては2つございます。  
地震耐性調査と豪雨耐性調査で、地震あるいは豪雨に対しての耐性調査を市が担っております。  
県の分担につきましては、劣化状況調査というもので、これは目視を主とした調査でございます。

舎川委員 まずは市が調査して、次に県が調査するという流れだと思うのですが、この一連の調査の後にもし対策が必要だということになれば、先ほどおっしゃった防災・減災対策が必要なところが1か所増えるというイメージでよろしいですか。

農村整備課長 そのとおりでございます。

舎川委員 調査の結果、防災・減災対策が必要なところがあればどんどん増えていくということでもありますので、予算確保も非常に難しいところかと思えます。地域防災の拠点に何かあれば被害を及ぼす可能性がありますので、県と連携して、しっかりと対応していただきたいと思えます。

分科会長 ほかにないようですので、次に、議案説明資料8ページの多面的機能支払交付金事業について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料９ページの小規模土地改良事業補助金について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料（追加提出分）６ページの農業用電気料金高騰緊急支援事業について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料（追加提出分）７ページの農業用物価高騰対策緊急支援事業について（施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業）、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料（追加提出分）８ページの農業用物価高騰対策緊急支援事業について（畜産施設電気料等高騰対策緊急支援事業）、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料（追加提出分）９ページの畜産飼料二毛作体系推進緊急支援事業について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料（追加提出分）１０ページの漁業用物価高騰対策緊急支援事業について（沿岸漁業振興対策事業費）、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料（追加提出分）１１ページの漁業用物価高騰対策緊急支援事業について（内水面漁

業振興対策事業費)、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 そのほか、今回の補正予算全般で何か質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第162号中農林水産部所管分、議案第181号中農林水産部所管分、議案第186号、議案第188号、以上4件を一括して、意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で、経済環境分科会農林水産部所管分を終了いたします。

これで、12月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和6年12月定例会の予算決算委員会経済環境分科会を閉会いたします。

令和6年12月定例会  
予算決算委員会経済環境分科会記録署名

分科会長 金 谷 幸 則

署名委員 高 道 秋 彦

署名委員 松 尾 茂